

## 6 人の不法な侵入防止

### ◇ 人の不法な侵入防止について

## 6. 1 要求事項の整理

本資料では、発電用原子炉施設への不法な侵入等の防止について、設置許可基準規則第7条及び技術基準規則第9条への適合性を示す(要求事項は下表のとおり)。

<p style="text-align: center;">設置許可基準規則</p> <p>第7条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</p>	<p style="text-align: center;">技術基準規則</p> <p>第9条(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)</p>
<p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十四条第六号において同じ。)を防止するための設備を設けなければならない。</p>	<p>工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十五条第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置を講じなければならない。</p>

下線部の箇所は追加要求事項を示す。

## 6.2 適合のための設計方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として以下の措置を講じた設計とする。

### (1) 人の不法な侵入の防止

- ① 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行える設計とする。
- ② 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。
- ③ 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。
- ④ 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。

### (2) 爆発性又は易燃性を有する物件等の持込み防止措置

- ① 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行える設計とする。
- ⑤ 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。

### (3) 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）の防止措置

- ⑥ 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

## 6. 2. 1 侵入防止及び出入管理(1/2) 島根2号炉と同様の方針

設計方針① 区域を設定し、区域の境界を物理的障壁により区画し、侵入防止及び出入管理を行える設計とする。

- 物理的障壁による区画
- 出入管理

設計方針② 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。

- 探知施設

設計方針③ 外部との通信連絡設備を設け、関係機関等との通信連絡を行うことができる設計とする。

- 通信連絡設備

## 6. 2. 4 不正アクセス行為への対応

島根2号炉と同様の方針

設計方針⑤ 区域の出入口において、発電用原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込み（郵便物等による発電所外からの爆破物及び有害物質の持込みを含む。）が行われないように物品の持込み点検を行うことができる設計とする。

### ➤ 持込み確認

設計方針④ 防護された区域内においても、施錠管理により、発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムへの不法な侵入を防止する設計とする。

設計方針⑥ 発電用原子炉施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムについては、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断する設計とする。

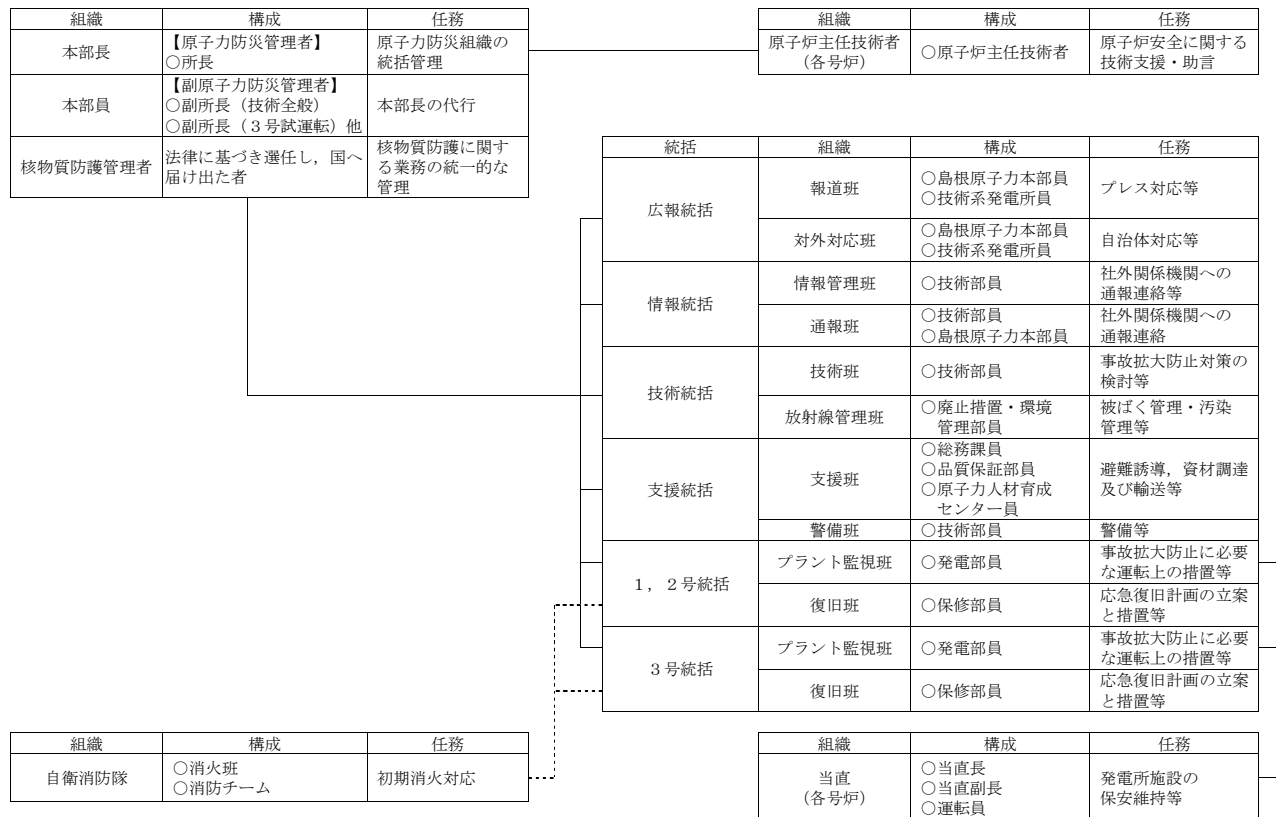
### ➤ 不正アクセス行為（サイバーテロを含む。）への対応

## 6.2.5 体制について

島根2号炉と同様の方針

発電用原子炉施設への人の不法な侵入等を防止するため、核物質防護対策として、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき核物質防護管理者を選任し、所長の下、核物質防護管理者が核物質防護に関する業務を統一的に管理する体制を整備する。人の不法な侵入等が行われるおそれがある場合又は行われた場合に備え、核物質防護に関する緊急時の対応体制を整備する。

なお、島根2号炉単独から島根2号炉及び3号炉同時被災を考慮した体制へ変更している。



### 核物質防護に関する緊急時の組織体制